

委員派遣実績報告書

令和6年11月15日

米子市議会議長様

民生教育委員会

委員長 安達卓是



委員派遣を行い、所管に属する事務に関する先進地事例について調査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

委員会名	民生教育委員会
期 日	令和6年11月6日から令和6年11月8日まで
視 察 先 及 び 視 察 内 容	11月6日（水）神奈川県座間市 調査項目：学校プール授業の民間施設の活用について 11月7日（木）東京都立川市 調査項目：立川市居住支援協議会について 11月7日（木）神奈川県海老名市 調査項目：海老名市立中央図書館について 11月8日（金）神奈川県秦野市 調査項目：部活動の地域移行について
参加者名	【委員長】安達卓是 【副委員長】奥岩浩基 【委員】伊藤ひろえ、岩崎康朗、徳田博文、戸田隆次、 又野史朗、松田真哉 【随 行】議会事務局 係長 坂本麻美
経 費	644,390円
委 員 会 所 感	別紙のとおり

1. 11月6日 神奈川県座間市 「学校プール授業の民間施設の活用について」

(1) 視察の目的

米子市では本年令和5月の民生教育委員会で、今後の小中学校の改修等において学校プールを設置せずに公立及び民間プールを活用した水泳指導の方針が示された。当委員会としても、教育面や財政面、現場において、どのようなメリット・デメリットがあるのか調査・研究すべく、既に民間プールを活用した水泳指導を小学校で行っており、本年度より実証事業を開始され、令和8年度には完全移行する予定である神奈川県座間市へ伺った。

(2) 視察(説明)要旨

座間市では、米子市や鳥取県とは違い、多くの神奈川県の小学校が実施しているのと同じく、公営の近隣のプールに徒歩で通い水泳指導を行っている。これは、鳥取県とは違い、教育委員会が学校教育施設として学校単位で同一敷地内にプールを持たず、市による生涯学習や健康増進を目的とした観点等からプールを設置されたものであるが、夏季のみ開放され、その施設は学校単位で同数が設置されている。

その中において、令和2年度に1つの施設において機械故障によりその使用が休止となり、水泳指導の民間プール活用とは別の案件として先行して民間の屋内プールにおける水泳指導が開始されていた。また、議会では令和元年に水泳指導に使用していた公営プールの別の方法での活用について議論があったが、当時は特に方針変更等まで至らず、令和5年に座間市学校施設適正化方針検討委員会が開始され、全6回の検討委員会を経た後に、令和5年12月には座間市総合教育会議において民間プール活用の方針が決定、そして、令和6年3月の、ざま魅力ある学校づくり方針において、今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置についての方針が示され、その中においても民間プールの活用が方針として明記された。

今回の方針に至った経緯として、1) 気象状況により計画した指導回数が達成できない、2) プールまでの徒歩移動があるが遠い学校は15分以上の学校があり指導に十分な時間をかけることができない、といった教育面での課題、また、1) 全施設の7割が40年以上経過している、2) 老朽化による故障により継続的な仕様への懸念、3) プールサイドに日除けがなく暑さ対策が困難、4) プールサイドの熱さによる児童の足底の火傷の懸念、5) 座間市公共施設再整備計画において「用途変更の検討」又は「施設需要に合わせた継続的な方針検討」と位置づけられていること等の施設ハード面や市政における課題や現状があった。

また、文部科学省による学習指導要領には学校プールでの水泳指導自体は必須とされてない一方で、座間市では水泳指導の必要性があるとの判断により、実技指導を続けて行く方針であった。民間プール活用にあたっての移動手段として、徒歩とバス移動が検討されたが、原則徒歩、バスは片道10分超えの学校とされた。しかしながら、本年度の検証により、実際は低学年において当初の見込みと異なり片道の移動に30分以上かかってしまうケースが出るなどし、次年度以降は低学年はバス移動へと変更予定と伺った。水泳指導の実施回数と時間は年間22回とし、1～5年生及び特別学級が3回、6年生が4回、6年生は1回は着衣泳の指導を含む合計4回、指導時間は着替えの時間は除き1時間とされていた。財政面においては、令和5年度の試算時において、令和3年から5年度の年間の管理運営費が約7,400万円から8,300万円、全学校が民間プール活用へ移行し、プール使用料や指導員による指導料、バス借上げ料を含んだ経費は年間約2,700万円を見込んでいた。

令和6年度の実証事業においては、4校が民間プール活用を行い、指導員1名を含んだ2施設が契約された。また、送迎業務委託については人手不足を理由とした入札不調により随意契約とされ、さらには、1者では対応しきれず2者が随意契約業者となり、バスも大型バスとマイクロバスの2種類での対応となった。水泳指導は5月中旬から12月初旬で実施され、徒歩移動の学校は7月9月の暑い時期は出来るだけ避けるとされ、実際の授業の流れとしては、着替えが10～15分、指導時間が45～60分、整理体操と着替えが10～15分となり、移動時間により授業時間に差が出た結果となっていた。授業の時間のとり方としては、2時間続きを1コマとし、移動時間を加味した時間割とされていた。アンケートによると、児童から「楽しかった」「好きになった」「上手になった」などの好意的な意見が寄せられ、教職員からは「プロによる指導で子どもの動きがかわった」「子どもが楽しんでいた」などの回答があった一方で、教職員の負担軽減については、プール管理業務、備品の管理等のハード面のメリットがあったが、実際には指導時は指導員と一緒にプール指導を行っており、直接の負担減とはならなかったとの事であった。現場における今後の課題としては、1) プールの水位を調整することが出来ずフロア台による調整となる為、特に低学年においてフロア台の外へ行かないよう心配があった、2) 休館日以外での利用は一般のお客さんもおられ声の大きさに気をつかい指導しづらかった、3) 雨の日の徒歩移動は大変だった、4) 9月末の移動は寒い日があった一方で7月は暑すぎた、5) 移動時間がかかり担任以外の引率をつけるのが難しい、といったものがあった。

座間市では来年度以降は校数を増やして水泳指導をされる予定だが、本年度における実証事業における課題や実施内容を鑑み、来年度の水泳指導民間プール活用にあたって、水泳指導施設等使用契約においては、1) 市内施設2施設から市内2施設市外2施設の計4施設、2) 水泳指導員1名から水泳指導員1名プラス水泳指導補助員1名、3) 1校あたり22回から15回へ、送迎業務委託においては、1) 当年度の入札から前年度（ゼロ債務負担の補正）、2) 徒歩とバス移動から小学校1年生は全てバス、と変更される予定であった。

(3) 主な質疑応答

Q 1. R 7年度変更内容の指導体制で指導員も委託になっているが、教員の指導はどう対応したか。

A 1. 2回をメインにして命を守る指導（浮く、息継ぎ等がメインになる想定）、全ての指導をするのではない、3グループの1つをメイン指導者がやって他を教員で対応。

Q 2. R 7年度予定での指導回数減の理由は。

A 2. 当初2箇所では22回の計画予定で組んでいたが、施設より無理と言われた。急遽市外の施設を2箇所選定、しかし移動時間がかかりすぎ、多くの学校は難しく全校対応するには回数を減らすしかなかった。既存プールとの併用もあり全ての面で試行中。

Q 3. 民間プールと既存プールとの授業で公平感の違いがあったりで議論や不満の声はでていないか。

A 3. 指導者がプロと教員の公平感の違いもあり早い段階で移行したい。全校一気に変更となると課題対応が難しい、試行錯誤の上で完全移行したい。

Q 4. バス送迎業務委託料が安価だが何か理由があるか。

A 4. 当初予算額では全てマイクロバスの想定、実際は大型バスと併用となった為もう少し上がっている。

Q 5. 民間プールへ一気に移行することは難しかったか。回数も2回が限度か。

- A 5. 市内 2 箇所プールで計画たててたが、施設や学校行事との兼ね合いで難しい。
- Q 6. 減水ではなくフロア台対応されていたが、それ以外の対応は検討されたか。
- A 6. フロアをプールの周り（端っこ）におき対応する予定。（低学年はプールサイドをつかみながら動くので）
- Q 7. 一般利用や既存客との共存は。飽和しそうとの事であったが、回避策は。
- A 7. 現状飽和状態であり、期間を各学校で調整しプール利用日数を確保している。来年度は 2 学年を同時にする、遠くなる施設を利用する（1～2 時間目で終わっていたのが 3 時間目までかかってしまう）等で対応したい。現段階では校長会では受け入れ了承していただいていると考えている。
- Q 8. 送迎業務委託が随意契約となったが入札とどちらがベストと考えておられるか。
- A 8. 競争入札は適してないと考えている。市内には民間プールが 2 施設しかないので随意契約が妥当。
- Q 9. 既存のプールはどうなるか。
- A 9. 市長部局で既存プールに関するワーキンググループを設置して在り方を検討している。学校が使わなくなったプールは休止する方針となっている。最終的に全て廃止となると市民の健康増進観点から難しいとなっていると聞いている。
- Q 10. 移動時間はどのくらいだと妥当と考えられるか。
- A 10. 実技時間 45～60 分欲しい為、出来れば 1～2 時間目で完結するのが良いと考える。小学校は 45 分授業なので移動時間含め 2 時間目終わりまでに教室に戻ってくるのがベスト。しかしながら、実証により課題もあったので 3 時間目までかかる学校も出てくるかもしれない。午前中に 2 学年やりたいといった想定はあったので、1 時間目と 2 時間目でバスを 2 回送迎して前半と後半で給食までに帰ってきたい想定。2 時間目までなら今までのプール授業とそこまで変わらず授業ができると考えている。
- Q 11. 民間プールの使用料の計算はどうなっているか。
- A 11. 民間プールによって使用料の計算が異なっている。単価×回数と使用日数の 2 パターンだった（令和 6 年度は 1 日あたり 17 万円（税抜）、1 回あたり 96,000 円（税抜）であった）。R 7 年度は全て回数で計算で見積もりをいただき、単価×15 回として計算している。

（4）視察（説明）要旨に対する委員の考え方及び本市の事務事業に参考となる点

米子市では民間プールを活用した小中学校の水泳指導について方向性が示され、今回、委員会で座間市に視察に伺った。既に本年度より実証事業を開始され、完全移行を目指す座間市ではメリットとデメリットを分析されながら事業を進めておられ、大変参考になる視察であった。

座間市では、まず、教育委員会において学校施設の老朽化や児童生徒の減少など本市と同様な教育施設のハード問題や社会情勢の変化による課題を分析され、今後の座間市の子どもたちや学校施設を利用される人たちにとって色々なことに挑戦したいと思われる「魅力ある学校」になることが望ましいという考えから、「ざま魅力ある学校づくり方針」を制定された。方針の中では、すでに生じている施設運営面の課題として、プールの老朽化、給食、当区別支援学級、国際教室や少人数指導、不登校対応、コミュニティ・スクール、公共施設と複合化・共用化、通学区域の見直し、学校規模等の不均衡等があげられ、それぞれに対応策を示され、水泳指導については近隣の民間屋内プールを使用する方針とされているが、米子市教育委員会では教育基本振興計画はあるものの、義務教育学校や学校プールについては個々に対応を行っている感が否めない状態であり、こども総本

部として学校施設について座間市のように検討すべきであろうと感じた。また、教育施設のハード面では、座間市教育委員会のみならず、市長部局における座間市公共施設等総合管理計画においてプール施設の検証が行われており、米子市でも公共施設等総合管理計画において公共施設の総量抑制を進める中、学校施設におけるプール施設について早急に検証し方針を位置づけるべきだと改めて認識を強めた。

民間屋内プールを活用した水泳指導については、学校プールとは違い、移動手段についての懸念があり、その方法や時間、安全性についての準備が必須となる。座間市では、徒歩とバスでの移動であったが、本年度の実証により来年度は1年生は全員バス移動とするなど対応を強化される予定であった。一方、米子市の現在の予定では、当該学校からはバスでの民間プールへの移動を想定しており、移動時間は片道30分となっており、その間に座学を行うといった説明が委員会ではなされたが、今回の座間市での対応と来年度の対応策を伺うと、本市においても移動時間や移動手段、移動中の座学については、教育内容や教職員の負担等の様々な観点から検討・検証が必要であり、座間市のように当初の想定と異なることや想定外の負担が明らかになる場合も考えられるため、米子市でも実情に応じて柔軟にその対応を変更していく必要があると感じた。これについては、移動のみならず、その他の面においても座間市はメリット・デメリットや課題をしっかりと分析され完全移行前に改善すべく来年度多くの改善を行う予定であったので、民間プール活用を段階的に進める本市としても、その姿勢は大いに見習うべきであろう。座間市における来年度の改善点として、市外のプールの活用、水位への対応、指導員の増員等について伺ったが、どれも当初の想定と本年度の実績から即座に来年度へ向けた対応を進められており、一度方針を出したから必ずしもそれがベストではなく、現場の課題を解決し、子どもたちの活躍と教育、教職員の負担軽減、市民サービス、それぞれについて検証をされていた。

義務教育学校の設置に伴い学校プールの新たな方針を打ち出した米子市・米子市教育委員会の考え方に対して、委員会としては市民の声と文面やネット上での情報を元にし、それぞれの議員が議論を行ってきたが、今回の座間市で得た学びや市民サービスへの姿勢を参考に、さらなる住民サービスと教育の充実を目指し、委員会としても研さんを止めず、提言を行っていきたい。報告の内容に限らず、今回現地において多くの委員が大変に参考になったと口々にしていたことから、大変参考になる委員会視察であった。最後に、実証事業年度における検証中の時期にも関わらず、視察を受け入れてくださり、課題や未確定である来年度以降の対応についても余すことなくご教授いただいた座間市・座間市教育委員会の御担当者の皆さまに御礼を申し上げ、報告とさせていただきます。

2. 11月7日 東京都立川市 「立川市居住支援協議会について」

(1) 視察の目的

住まい探しにお困りの住宅確保要配慮者に対し、どのような支援ができるかについて、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体等が連携し事業を進めている立川市の取組を調査・研究し、参考とするために視察を行った。

(2) 視察(説明)要旨

①設立の経緯は、国の住宅施策として、平成19年「住宅セーフティネット法＊正式名称略」が制定され、住宅確保要配慮者に対する国及び地方公共団体の責務等を定めた基本方針が示される。市の第3次マスタープランのなかで議論し必要だと位置づけられる。設立までの日程では、平成29年より5年間は時期尚早と保留、先送りとなる。令和3年第4次マスタープランのなかで、高齢福祉部門の現場と議会から相談窓口をつくるべきとの声があり、「居住相談窓口」設置に至る。

②居住相談窓口は、市内居住支援法人に委託。年間7,744千円(R6 予算)＊国交省の補助は年々減額。

住宅施策だが、内容はほぼ福祉施策。介護、生活保護、精神障がい等の相談を受け、十分聞き取りを行い、行政各部署や居住支援法人へつなげる。当初考えていたよりニーズが高く、R7年度は予算増の考え。講演会(12月20日)等も予定されており、積極的に施策を進めているようだった。

(3) 主な質疑応答

Q1. 居住相談窓口について

A1. 居住相談窓口に来られるのは、不動産店で住まいの紹介を断られた方がほとんどでいっぱい課題を抱えている方が多い。話を聞くと、実は介護が必要な方、生活保護が必要な方、統合失調の方であったりなどまずは福祉の支援を行った上で、不動産店に行かないと住まいが借りられない状況である。親族でも対応ができないため、それができるのは行政と居住支援法人しかないと考えている。

相談者は、主に高齢者、生活保護の方、外国人、DV被害者である。令和5年度相談実績は156件であり、年々相談が増えており、居住支援につながったが、高齢者の見守りなどそのアフターフォローが課題であると考えている。

Q2. 連帯保証人ではなく保証協会の保証に変わってきているのか。

A2. 昔は連帯保証人がいないと入居できなかったが、現在は緊急連絡先があれば基本的に入居できるという不動産店がある。また、不動産店が利用している保証協会に加入すれば入居できることになっている。保証協会の審査については、福祉の補助がある方(生保の方など)は大体審査に通っている。中には保証協会の審査が通らない方もおられる。そういった方などは、居住相談窓口でまず福祉的な支援や就労支援などを行って、入居に向けて体制を整える手伝いを居住相談窓口で行っている。整った段階でもう一度不動産協力店につなげて入居ということを行っている。

現状は携帯電話を持っていること自体がその人の信用ということになっているため、保証協会加入に向けて携帯電話の契約を手伝うこともある。緊急連絡先が見つからない人は緊急連絡先となってくれる居住支援法人などを紹介している。

Q3. 不動産協力店事業の経緯について

A 3. 住宅課が空き家対策やマンションの管理をしているが、居住支援に関心のある宅建協会の方がおられて、居住支援協議会を立ち上げるときにその方に相談して会員となってもらい、その方を中心に不動産店に依頼をしてきた。そのほか全日本不動産協会の支部なども回り、協力店を募っていった。当初は立川市内の不動産店であったが、協力店の数が少ないため隣接市にも協力していた。現在の協力店は18店である。不動産店の多くはなかなか理解をいただけない部分もある。

Q 4. 今後の住宅施策の方向性について

A 4. 公営住宅は維持費も高く、老朽化も進んでいるため、今後は民間の住宅をあっせんしていくとして、高齢者の方など不動産店で住宅が借りられない方について、そのフォローを行政としてやっていくというのが方針である。

(4) 考察

立川市の住宅課長は福祉部門が長かったため、実態や制度の熟知、横の連携等十分にできていた。そのことが、市民に寄り添った「居住相談窓口」が設置され、機能を果たしていると感じた。議会他の評価も高いようだった。

不動産協力店事業の登録店舗は18店舗（R6年3月時点）。全体の不動産店が400から500店舗のなか、その拡充が今後の鍵となる。協力を呼び掛けてくれるキーマンの存在が必要だと感じた。

米子市民の多くも、福祉的な観点からの居住相談窓口が必要ではないかと考えさせられた。視察では議員からの質問も多く出され、担当者が丁寧かつ率直に答弁された。このことにより、深い議論や理解ができ、大変有意義な視察となった。

3. 11月7日 神奈川県海老名市 「海老名市立中央図書館について」

(1) 視察の目的

指定管理者制度導入による民間能力を活用した図書館の先進事例を調査・研究し、米子市のより良い図書館サービス提供の参考とするため視察を行った。

(2) 視察(説明)要旨

海老名市立中央図書館は、民間のノウハウやアイデアを取り入れ、既存の図書館の枠にとらわれない図書館、文化教養の拠点、図書館利用者の増加などを目指し、平成25年4月に指定管理者制度導入を決定し、平成27年10月改修リニューアルオープン。カフェ（スタバ）・書店（ツタヤ）を併設。改修前は別用途であった同建物の3階と4階を図書館とし、地下の閉架書庫に閲覧エリアを設置。席数を120席から296席（テラス含めると428席）に増やし、365日開館とし開館時間を拡大した。貸出者数は指定管理前に比べ1.7倍増加し、貸出冊数も大幅に増加。利用者アンケートの全体満足度も近年は80%以上を5年連続維持。現在、指定管理者継続し第3期目。

営業中の図書館内の視察も実施。平日の16時頃であったが、たくさんの市民が訪れており、閲覧席、学習席は、ほぼ満席の状況。4階はキッズライブラリーとなっており小さなお子さんでも安心して過ごすことができるゾーンとなっていた。

(3) 主な質疑応答

Q1. 指定管理の範囲は清掃などの維持管理も含むのか。またどのように業務をチェックしているのか。

A1. 清掃も含んだ契約。月1回のモニタリングで業務全般をチェックしている。

Q2. 第2期と比べ指定管理料が上昇しているが要因は何か。

A2. 主な要因は人件費の上昇によるものである。

Q3. 改修工事について指定管理者はどのように関わったのか。

A3. 改修工事設計業務も含めた指定管理者選定となっている。

Q4. 閉館日がない中で図書の整理はどのように行っているのか。

A4. 特別なシステムは無い。閉館後夜間を利用し行っている。

(4) 視察(説明)要旨に対する委員の考え方及び本市の事務事業に参考となる点

海老名市立中央図書館は指定管理者制度を導入することで、魅力ある施設となり、大幅に来館者が増加し、満足度向上に成功していた。近年、海老名市に限らず「多くの人が集うにぎわいの拠点」として図書館の役割を位置付ける自治体が多く見られる。本市においても市民ニーズが変化する中で図書サービスの見直し、特に米子市立図書館のあり方を再考すべき時期が来ていると言える。本視察を今後の提言に生かしたい。

4. 11月8日 神奈川県秦野市 「部活動の地域移行について」

(1) 視察の目的

文部科学省では、持続可能な部活動の体制を構築するため、令和7年度末までに休日の学校部活動を地域部活動に段階的に移行していくことを進めている。

完全移行に向けた基本的な課題の洗い出し、実際の現場からの具体的な課題や要望、意見、環境整備などに関わる取組について、神奈川県秦野市の現在までの経緯、整備手法、取組内容を調査・研究し、米子市の課題解決につなげるため。

(2) 視察(説明)要旨

経緯

部活動改革が目指すもの ～部活動スタートアップ事業について～

1 秦野市の経緯 平成16年から部活動検討委員会を設置

2 新教育振興基本計画(R3～R7)の施策

基本方針

施策目的 「部活動スタートアップ事業」計画・・・大学との連携など

方向性・理念

◇部活動改革が目指すもの

このままで子どもたちの文化・スポーツ活動が可能なのか？

- ・少子化の加速
- ・部活動における生徒指導論の限界
- ・高まる専門性
- ・働き方改革

⇒「べき」論ではなく、まずでそんなことから始めてみる

実践・方法

◇中学校部活動の現状把握するため

1 教職員へのアンケートを行う[3年前実施]

2 中学校部活動検討会で協議を深める

○急激な変化には現場が対応できない

○各校の実情に応じて、少しずつ取り組む

○現状把握と実施方法の複数モデルを提示する

⇒課題を踏まえ実施方法の可能性を検討

【アンケート内容の一部から抽出】

- ・教職員の「休日の学校部活動を段階的に地域活動として実施していくこと」について意識調査
- ・教職員の「現状の学校部活動の在り方」についての意識調査
- ・教職員の兼職兼務について

成果・課題について

◇地域や教職員の意識変化

◇課題(次の項目の3点の確保)

- ・指導者
- ・費用＝謝金の規定、受益者負担への理解、公的補助(国、県の動向)、保険負担
- ・活動場所＝主たる活動場所が中学校、またはセントラル方式(中央の体育館利用)

- 施設使用料の負担 文化部（吹奏楽など）のセキュリティ
○これまでの中学校部活動顧問の役割（指導者資格の必要性）
◇関係団体と連携して様々なあり方検討していく

学校 → 秦野市委託等

教員 → 地域団体等 市スポーツ協会、スポーツ少年団

生徒 → 学校部活動 ⇒ 地域クラブ

「働き方改革」の考えの位置づけ

◆ まとめ

指導者が「教える」から子どもたちが「選び」「学ぶ」

⇒新しい文化・スポーツ活動の創造へ

●学校部活動の地域移行について（部活動スタートアップ 2025 プラン）

1 今年度の運営方針

① 民間企業 ②PO 団体 ③大学等を中心とした連携の取組みを進め、移行後は全体の60%となることを目指す

2 秦野スタイル構築のための3つスキーム

(1) 地域学校協働活動の活用スキームについては、各校にコーディネーターを配置し、子どもたちへの教育活動などの充実やさらなる活性化を図る
モデル校2校の選定

(2) スポーツ協会との連携・協働スーム・・・今年度は4年目
第2期研究体制＝剣道 陸上競技⇔日体大学

(3) 東海大学や民間企業等と連携したスキーム
第2期研究体制 モデル校とバスケットボール部、野球部

3 これまでの取組

H10年～ 部活動指導協力者派遣事業（人材バンク）開始…有償ボランティア

R3年11月 教職員に部活動に関するアンケート実施

R4年12月 生徒会代表との意見交換実施

R5年1月 教職員向け部活動フォーラム開催

4 今後のロードマップ

R7年9月 東海大学、民間企業との事業委託開始（予定）

R8年3月 市内すべての部活動で休日の部活動地域移行実施（予定）

— 今までのやり方をそのままに移行しない —

(3)主な質疑応答

Q1. 指導者の人材確保について工夫している点は何か。

A1. 指導者の多くは、平成10年の部活動指導協力者派遣事業の開始から学校部活動にずっと関わってきている方を中心である。毎年、指導者には申請書を提出してもらっており、学校の部活動の顧問が変わったことで当該学校の指導が終わったとしても別な学校での指導をしていただけるなど、人材のデータが残っているのは非常に有効である。指導者のネットワークなど、教育委員会がどの種目にどのぐらいの指導者がいてどの中学校に関わっているのかというデータを一元化して持っている、マッチングなどに有効となっている。

競技によっては指導者が足りないところもある。サッカー、野球などはクラブチームなどの地域の受入れが多いが、バレーボールなどは学校部活が中心で地域への移行が難しいと感じている。また、大学との連携もあり、学生が指導してくれる競技もある。

Q 2. 部活動指導員、ボランティアなどは休日に限らず、平日の部活動にどのくらい関わっているのか。

A 2. 休日に関わっている指導員が時間があれば平日に来られるという形で少しあるが、それはメインではない。それは競技によって違うが、秦野市で今目指しているのは休日の部活動の地域移行であり、平日は難しいと思っている。

Q 3. 地域の指導者の責任や事務などの範囲について。

A 3. 地域の指導員も色々な考えがあり、部活の先生と同等な権限を持つことまではやりたくない方もおられる。学校の先生は身分が保障されているので、保護者もハラスメントなどの面について心配が少ないと感じている部分がある。指導者の不安軽減のためにも、地域部活動指導ハンドブックを作成している。ハンドブックに沿って、例えば休日と平日で指導者が違う場合などの連絡票やメニュー表を作るなどして連携をとることや、ハラスメントの面や今のコーチングに求められていること、言葉のかけ方などを記載して参考とするなど、指導者の負担軽減となるように、研修のような形でハンドブックで提示している。

地域連携をすることにより、教職員としては、土日の部活動について例えば2週間に一度は地域の方をお願いできる、それだけでもすごく負担が軽減されているということである。剣道連盟などは、子どもたちのために、教職員のためということでも月に1回でも1か所に集合して連盟の指導者が子どもたちを指導して先生は休むということをしている。部活動を地域に丸投げではなく先生と地域が連携して、できることから行っている、進めているというところである。請け負っていただける指導者の理解によりできるところから行っている。

(4) 考察

部活動の地域移行に向けて、秦野市は教育基本計画でこれまでの学校部活動が担ってきた意義を継承しながら新たな市のスタイルによるスキームを構築するため部活動スタートアッププランを広く協議しその方針を深め、教育指導されて来て目標に向けて進められていることが理解でき、当初の目的とする視察研修ができた。

民 生 教 育 委 員 会 行 政 視 察 行 程 表

◎参加者 9 名〔委員 8 名〕 安達委員長、奥岩副委員長、伊藤委員、岩崎委員、徳田委員、戸田委員、又野委員、松田委員

月 日	行 程	宿泊地
11 / 6 (水)	8:55 10:10 10:41 10:50 11:00 11:12 11:19 11:48 12:00 12:03 米子空港 == 羽田空港 == 京急蒲田駅 == 横浜駅 == 海老名駅 == 座間駅 ・ ・ 座間市役所 ANA384 便 京急空港線快特 京急本線特急 相鉄本線特急 小田急線各停 (京成高砂行) (三崎口行) (海老名行) (新宿行)	海老名市内
	◎神奈川県座間市行政視察 (午後 1 時 3 0 分ごろから 1 時間半程度) 【議会事務局】 〔調査項目〕 学校プール授業の民間施設活用について ☎046-252-8872	
	15:39 15:43 座間市役所 ・ ・ 座間駅 == 海老名駅 ＊＊ 宿泊先 小田急線各停 (本厚木行)	
11 / 7 (木)	8:27 8:51 8:58 9:10 9:17 9:44 海老名駅 == 新百合ヶ丘駅 == 多摩センター駅 == 高松駅 ・ ・ 立川市役所 小田急線快速急行 小田急多摩線各停 多摩モノレール (新宿行) (唐木田行) (上北台行)	海老名市内
	◎東京都立川市行政視察 (午前 1 0 時ごろから 1 時間半程度) 【議会事務局】 〔調査項目〕 立川市居住支援協議会について ☎042-528-4343	
	11:57 11:59 13:35 14:03 14:18 14:44 立川市役所 ・ ・ 高松駅 == 立川北／立川駅 == 登戸駅 == 海老名駅 ＊＊ 海老名市立中央図書館 多摩モノレール JR 南武線 小田急線快速急行 (多摩センター行) (川崎行) (小田原行)	
	◎神奈川県海老名市行政視察 (午後 3 時ごろから 1 時間半程度) 【議会事務局】 〔調査項目〕 海老名市立中央図書館について ☎046-235-4931	
11 / 8 (金)	9:15 9:36 海老名駅 == 秦野駅 ＊＊＊ 秦野市役所 (本庁舎 4F) 小田急線急行 (小田原行)	
	◎神奈川県秦野市行政視察 (午前 1 0 時ごろから 1 時間半程度) 【議会事務局】 〔調査項目〕 部活動の地域移行について ☎0463-82-9652	
	11:56 12:18 12:23 12:57 13:18 13:46 15:35 17:00 秦野市役所 ＊＊ 秦野駅 == 海老名駅 == 横浜駅 == 羽田空港 == 米子空港 小田急線快速急行 相鉄本線快速 京急本線急行 ANA385 便 (新宿行) (横浜行) (羽田空港ターミナル行)	

旅費計算表

令和6年11月6日 ～ 令和6年11月8日（2泊3日）									
月 日	区 間	鉄道路線名	運賃	備 考	急 行 料 金		日 当	宿 泊 料	
					特 別	新 幹 線	議員1,500円 随員1,100円	甲 14,800円 10,900円	乙 13,300円 9,800円
11/6	米 子 空 港 ～ 羽 田 空 港	飛行機	37,420	往復スーパー バリュー28			1,500		13,300
(水)	羽田空港第1・第2 ターミナル ～ 京 急 蒲 田	私鉄	400				1,100		9,800
	京 急 蒲 田 ～ 横 浜	私鉄							
	横 浜 ～ 海 老 名	私鉄	330						
	海 老 名 ～ 座 間	私鉄	170						
	座 間 ～ 海 老 名	私鉄	170						
11/7	海 老 名 ～ 新 百 合 ケ 丘	私鉄	390				1,500		13,300
(木)	新 百 合 ケ 丘 ～ 小 田 急 多 摩 センター	私鉄					1,100		9,800
	多 摩 センター ～ 高 松	モノレール	410						
	高 松 ～ 立 川 北	モノレール	110						
	立 川 ～ 登 戸	JR	320						
	登 戸 ～ 海 老 名	私鉄	360						
11/8	海 老 名 ～ 秦 野	私鉄	300				1,500		
(金)	秦 野 ～ 海 老 名	私鉄	300				1,100		
	海 老 名 ～ 横 浜	私鉄	330						
	横 浜 ～ 羽田空港第1・第2 ターミナル	私鉄	400						
	羽 田 空 港 米 子 空 港	飛行機		往復スーパー バリュー28					
計	議 員 旅 費	72,510	41,410		0	0	4,500		26,600
	随 行 旅 費	64,310	41,410		0	0	3,300		19,600

出席議員：安達委員長、奥岩副委員長、伊藤委員、岩崎委員、徳田委員、戸田委員、又野委員、松田委員
随行者：坂本

議 員	72,510 × 8名 =	580,080
随 行	64,310 × 1名 =	64,310
合計		644,390